

## 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

## 第六編 農民の状態と農業労働力統制

## 第三章 農業労賃

## 協定労賃

一九四〇年一〇月に公布された賃金統制令は工場鉱山労働者の労賃統制を目的としたもので、農業労賃はまだ統制の対象とならなかった。戦時経済以前においても、また太平洋戦争開始後においても、農業労賃は工業あるいは商業部面の労賃水準よりは低いのが一般的であった。しかし農業労働は農繁期には一時に多量の労働を必要とするところから、労働力不足が顕在化しはじめた一九四〇年ごろになると、地方により農繁期には農業労賃が工業労賃を上回ることもあった。たとえば東京、大阪など大都市近郊農村や軍需工場のある茨城県日立付近の農村では、農業日雇労賃は五円から六円が普通、ときには一〇円の高値となった(東洋経済新報社「日本経済年報」第四六集、二五二ページ参照)。これは当時の統制工業労賃の未経験工最高二円一三銭、経験工三円三九銭に比べても相当に高い。しかし、前述のとおり、これは特殊な地帯の農業労賃にみられる一時的現象にすぎなかった。

当時、農業労賃は中央官庁による統制の対象ではなかったが、系統農会はいわゆる自主統制にもとづく労賃協定を行ない、とくに農業移動労働や共同作業の労賃についてこれを実施していた(注1)。

(注1)この協定農業労賃は、移動労働や共同作業のばあいは比較的よく守られたが、一般の農業雇用労働者については、ことに労働力不足のみられる地帯では、ほとんど守られることはなかった。この低い協定労賃を強制したところでは、それはむしろ農業労働力の逃避、農外への流出をまねく結果となり、農業労賃をいっそう高める作用を及ぼした。

## 実労賃(ヤミ労賃)

さて農村において実際に支払われた農業労賃(実労賃)は協定労賃を相当に上回っていた。すなわち、農林省調査の一九四一年における全国平均農業日雇男子労賃は二円であった(第105表参照)のに対し、同じ時期に全国農業会の調べた「現行農業労働者実賃金」(一九四一年一一月現在)によれば、田植作業で最低三円(宮城、秋田等)から最高四円五〇銭(滋賀)に及んでいる。除草作業でも最低二円六五銭(岩手、鳥取)から最高三円九〇銭(東京)に達している。しかもこの調査は主として郡部において行なわれたもので、京浜、京阪など大工業周辺農村になると、前述のように六円とか、時には一〇円とかの異常に高い労賃さえ実際支払われることもあったのである。

このような農業労賃の上昇は農業経営の面からしても困難な問題を提起したが、同時に、すでに実施されている一般産業の労賃統制の効果をおびやかすものとして問題となった。その結果、一九四二年二月、厚生次官は農林業労務者の最高・最低および標準労賃を決定し、道府県に通牒した。これは年雇を除く農業雇用労賃の準拠基準を示したもので、作業の特殊性や地方の実状その他を参酌して具体化すべきものとされた(第106表)。すなわちこの通牒によれば、たとえば東北地方では田植最高男子労賃二円四〇銭、女子一円六〇銭、関東地方は同じく男子二円四〇銭、女子一

円九〇銭というように、当時実際に支払われた労賃に比べると相当に低いものであった。また最低賃金は二〇歳以上男子一円一五銭、女子六〇銭という驚くべき低額であった。

右の通牒において、労働時間(休憩を含む)は五～八月農繁期は一時間、それ以外は一〇時間と定められ、実労働時間がこれを超過したときは割増しをつけることが定められている。

右の厚生次官通牒にもとづき各道府県は農業労賃を決定し、農業会を通じて労賃統制を始めたが、これまで農会によって実施されてきた協定労賃と同様、共同作業など一部の分野で守られたほかほとんど実効なく、物価上昇と農業労働力の減少に比例して実際の労賃は上昇しつづけた。前掲第105表「農業労賃の推移」によれば(これは農林省の公式統計で実労賃、通称ヤミ労賃を正しく反映したものではないが)、男子日雇労賃指数は一九四一年の一三六より年を追うて一五七、一七三と上昇した。一九四三年、中央農業会の実施した農業実賃金(ヤミ賃金)調査によれば、各地方ですべての作業について、実労賃は公定労賃を上回っていることが示されている(第107表)。たとえば比較的安い労賃水準の東北地方では、田植作業で二円八〇銭(秋田)から六円(山形)、これが関東地方になるとほとんどの県が七円以上となり、東京では一二円という高労賃が出ている。また東京では水田耕起作業の労賃が一五円となっている。各種作業を通じて千葉、東京などの京浜工業地帯と、静岡、愛知、和歌山、京都などの京阪神工業地帯周辺農村、それに岡山などの農村では労賃水準が高く、東北、四国などの農村が低い。

右の実労賃は実際に支払われた最高の額を示すもので、これが当時の農業労賃の一般的水準を示すものではないが、概して軍需工業に比べて低い農業労賃のもとで労働力の流出が続いており、これを農業に引きとめるために一日一〇円とか一五円の高い労賃が農家によって支払われたのである。このことが雇用労働力に依存せねばならない農業経営の困難を増大させたことはいうまでもない。同時に、極端に低く押えられていた公定労賃による農業労賃統制を空文化するものであった。

一九四四年一〇月、日雇労働者の労賃上昇を抑制するため、軍需、厚生、内務の三次官通牒が道府県当局に発せられ、標準労賃や残業手当等を決定通告したが、これは当時上昇しつつあった日雇労賃よりは低い水準ながら、なお実労賃にいくぶん接近して公定労賃を決めようとしたものである。しかし農業労賃についてはこの適用がなく、農商省は農業労賃の季節的変動や労働組織の欠如などを理由に公定労賃の改定をしづめた。結局、終戦間近い一九四五年六月になってようやく公定労賃の引上げを内容とする通牒が発せられた。この通牒の内容は、先年決められた日雇労務者標準労賃や残業手当との均衡を考慮して農林業労務者の協定労賃を決定させるよう行政指導すべし、というものであり、事実上、公定の協定労賃を引き上げようというものである。この改定による公定基準労賃は、たとえば山形県の例によれば、田植作業最高四円、標準三円二〇銭、除草作業最高三円五〇銭、標準二円八〇銭で、これは一九四二年の旧公定労賃よりは高くなったが、なお実労賃よりはるかに低いものであった。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

発行 1964年

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 東洋経済新報社

2000年2月22日公開開始

